

災害対策に関するトピックスと理学療法士の役割

事務局災害対策部 下田栄次

令和6年能登半島地震を契機に、災害対策の枠組みが大きく変わりつつあります。在宅避難を選択する高齢者や障がい児・者の実態把握や支援開始に時間を要したことが課題となりました。2024年12月には、避難所生活環境の改善に向けた取り組みが自治体向けに発信され※、2025年度には、災害対策基本法の改正をはじめ、福祉的支援の拡大、防災庁の設置といった新たな施策の展開が予定されています。これらの変化の中で、理学療法士はどのように関与し、どのような役割を果たしていくべきかが問われています。

・災害リハビリテーションの制度的強化と理学療法士の参画

被災後の避難所生活では、深部静脈血栓症および生活不活発病のリスクが増加し、高齢者や要配慮者にとって深刻な健康問題となります。理学療法士は、避難所等、応急仮設住宅での身体機能維持のための生活環境支援を通して、生活機能の維持に貢献できる立場にあります。

・福祉的支援の拡大と避難所環境の改善

避難所や在宅避難者に対する福祉的支援の拡大で災害関連死防止に向けた取り組みが求められています。乳幼児や妊産婦を対象とした福祉避難所の設置・運営に関するガイドラインの整備も進んでおり、保健・医療・福祉の専門職が連携して支援にあたる体制づくりが急務となっています。特に、生活環境の改善に向けたアセスメントを行い、身体機能の低下を防ぐための支援を実施することが期待されています。

・平時からの防災・減災活動の重要性

災害時に円滑な支援を行うためには、平時からの防災・減災活動が不可欠です。神奈川県では、かながわ災害福祉広域支援ネットワークや神奈川 DWAT(災害派遣福祉チーム)を中心に、行政や関係機関と連携した要支援者リストの作成や個別避難計画の策定が進められています。理学療法士として、自治体や地域包括支援センターと協力し、在宅医療的ケア児・者や要介護者が適切な避難先を確保できるよう、事前の支援体制を構築することが求められます。

厚生労働省防災基本計画では、被災地域外からの災害派遣組織として、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)も明記されました。災害対策基本法の改正や在宅避難者への福祉的支援の拡大を受け、理学療法士が災害リハビリテーションの現場で果たすべき役割はますます重要になっています。

先日、2月24日に実施された第60回理学療法士国家試験では、初めて「災害とリハビリテーション」に関する問題が出題されました。これは、本領域の重要性が制度的にも認識されつつあることを示しており、今後の基盤整備のさらなる推進が求められます。

今後も本会事務局災害対策部では、平時の防災・減災活動への参画を積極的に推進し、災害時に迅速かつ効果的な支援が提供できる体制の整備に尽力していきたいと考えております。

※自治体向けの避難所に関する取り組み指針・ガイドラインの改定について(令和6年12月13日)
内閣府防災担当

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/hinanjo_guideline_kaitei241213.pdf

神奈川県理学療法士会 事務局 災害対策部ホームページ

<http://pt-kanagawa-saigai.com/>